

県国保運営方針の見直しについて

平成30年3月に策定した現行の運営方針の対象期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間としているため、令和2年度に見直す。

このため、「県国保運営方針」の見直しについて、年度当初、運営協議会に諮問させていただき、年度末に答申をいただく。

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

1. 令和2年度開催スケジュール（案）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営協議会 （4回程度）		○ 諮問				○		○			○ 答申
連携会議 （6回程度）	○		○	○	○		○		○		

※状況に応じ、開催時期・回数を変更

※県議会（常任委員会）に対しても、随時説明予定

2. 主な検討課題（案）

運営方針において「平成35年度（令和5年度）までは医療費水準の格差を全て反映（医療費指数反映係数 $\alpha=1$ ）させることとし、平成36年度（令和6年度）から保険料水準の統一に向け医療費水準の格差にとらわれない保険料算定方法を導入していく方向で検討」とあることから、令和6年度以降の医療費指数反映係数 α の取扱い（ α 移行の手順、工程表の提示等）を検討

※その他事項についても市町村と十分な協議を行い、必要に応じて見直し

（参考）国保運営方針策定要領（国のガイドライン）の見直し骨子（案）（抜粋）

○法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化

・赤字解消計画の策定・実行の推進、市町村ごとの見える化

○都道府県内保険料率水準の統一

・都道府県において将来的に目指すことを明確化し、そのための市町村との具体的な議論の実施

○重症化予防や一体的実施を始めとする医療費適正化等

・都道府県の保健事業の支援

・市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

※令和2年3月に提示予定